

岩手県告示第599号

岩手県統計調査条例（平成20年岩手県条例第58号）第2条第3項の規定により、令和4年度県民生活習慣実態調査を次のとおり県基幹統計調査として指定した。

令和4年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 本調査は、県民の身体状況、栄養摂取状況、生活習慣及び健康に関する意識等を調査し、健康いわて21プラン（第2次）及びイー歯トープ8020プランの評価並びに県民の健康増進の総合的な推進を図るために必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査対象の範囲 令和2年国勢調査により設定された地区から保健所が管轄する地域毎に地区を無作為抽出した県内13地区の世帯及び満1歳以上の世帯員並びに調査期間中に県内の歯科診療所に通院する満1歳以上の患者とする。
- 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 身体状況調査票 身長・体重、血圧、服薬状況等
 - イ 歯科疾患実態調査口腔診査票 歯・歯周組織の状況、口腔清掃の状況、補綴処置の状況等
 - ウ 栄養摂取状況調査票 世帯状況、食事状況（1日）、食物摂取状況（1日）、1日の身体活動量（歩数）
 - エ 県民生活習慣状況調査票 健康づくりの知識、食生活の状況、喫煙の状況、心の健康等
 - オ 歯科疾患実態調査アンケート調査票 甘物の摂取、歯磨きの状況、咀嚼の状況、歯の健康管理等
 - (2) 基準となる期日又は期間 令和4年11月1日
- 4 報告を求めるもの 約600世帯に属する約1,500人の世帯員及び県内の歯科医院に通院する約1,200人の患者
- 5 報告を求めるために用いる方法 調査地区内の世帯に対して説明会又は巡回訪問をするなどして調査への協力を依頼し、調査票を配付する。栄養摂取状況調査は、調査員である管理栄養士・栄養士が世帯を訪問し、世帯の代表者及び主に食事づくりを行っている世帯員に記入方法を指導し、後日調査員が回収する。身体状況調査及び県民生活習慣状況調査の各調査票は、栄養摂取状況調査と併せて配付し、被調査者本人が記入し、後日調査員が回収する。なお、被調査者が高齢のために回答が困難な者については、家族等が代理記入しても構わないこととする。調査票の配付・回収は、調査員が世帯を訪問する等して行うことを原則とするが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、面接が困難な場合や対象者が郵送での提出を希望する場合は、郵送での回収も可能とする。歯科疾患実態調査口腔診査及び歯科疾患実態調査アンケート調査は、歯科医院に調査協力を依頼する。口腔診査票は歯科医師が問診及び口腔内診査、歯科衛生士等が記録を行い、アンケート調査票は、被調査者本人が記入し、歯科医院にて回収する。なお、被調査者が14歳以下の子どもや高齢などの理由で回答が困難な者については、家族や歯科衛生士等が代理記入しても構わないこととする。
- 6 報告を求める期間 令和4年11月1日から同月30日まで